

交通事故などで
ケガをした場合は

書類を提出してください



交通事故等(第三者行為)が原因で医療機関を受診する場合、組合員証等を使用できますが、当組合保健課に連絡のうえ次の書類を共済事務担当課にご提出ください。

当組合が加害者や加害者が加入する保険会社に医療費等を請求することとなります。
通勤中及び勤務中の事故等は、公務災害になりますので組合員証等は使用しないでください。

提出書類

- 損害賠償申告書
 - 事故状況報告書
 - 交通事故証明書
 - 人身事故証明書入手不能理由書(交通事故証明書が物損事故扱いの場合)
- [こちら](#)からダウンロードできます。

外傷性の傷病で医療機関を受診した場合は、第三者行為によるものか所属所を通して確認することがあります。